

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 組織（第2条・第2条の2）

第3節 教員及び運営組織（第3条～第5条の2）

第4節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）

第2章 大学院通則

第1節 修業年限及び在学年限（第9条）

第2節 入学、休学、退学、転学、留学、編入学、復学、除籍及び復籍（第10条～第25条）

第3節 教育課程及び履修方法等（第26条～第36条）

第4節 課程の修了及び学位（第37条・第38条）

第5節 賞罰（第39条・第40条）

第6節 外国人留学生及び社会人入学生（第41条・第42条）

第7節 委託生、研究生、科目等履修生及び特別聴講生（第43条～第46条）

第8節 検定料、入学金及び学費（第47条～第50条）

第9節 その他（第51条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

第1条 神戸芸術工科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、現代の状況に即応するデザイン理論の深化により「芸術工学」の学問的確立を図り、その専門的研究を通して創造性豊かな研究者ないしは指導的実務者の養成及び多様化したデザイン環境に対応するため、高度な専門的知識・能力・技術を備え総合的視野をもつデザイナーの養成を目的とする。

第2節 組織

第2条 本大学院に芸術工学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 本大学院の課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

3 研究科に、次の専攻を置く。

芸術工学専攻

総合アート&デザイン専攻

4 前項の専攻の収容定員は、次のとおりとする。

芸術工学専攻

入学定員 6名 収容定員 18名（博士後期課程）

総合アート&デザイン専攻

入学定員 27名 収容定員 54名（修士課程）

第2条の2 専攻の目的

芸術工学研究科

人文、社会及び自然の諸科学にまたがる知識並びに芸術的感性及び豊かな教養を基盤として、人間の立場から科学と芸術を総合する高い次元のデザイナーを育成する。建学の精神及び学生のニーズ並びに社会的需要に基づいて、既存の専門分野の特性を踏まえながら総合化し、さまざまなジャンルを横断的に学修することを目的とする。

芸術工学専攻

「総合アート&デザイン専攻」の上に位置づけられ、「芸術工学」を基盤にして知識創造社会を多様に支える人材の養成を目指す。あわせてデザインやアートの学術活動を通して、創造性豊かな研究開発の能力を持つ研究者の養成及び確かな教育能力並びに研究能力を兼ね備えた高等教育の教員養成を行う。

総合アート&デザイン専攻

デザインの制作活動や学術活動を通して、創造性豊かな感性を育む。現代の多様化した環境とシステムに対応できる高度な専門知識・能力・技術を備え、実践的な構想及び戦略を計画・立案できる総合的なデザイナーの養成を行う。

また、IT及びメディアを駆使した感性豊かな先端的芸術分野並びに伝統に根ざした文化・芸術分野を背景に、高度なアートの専門知識及び幅広く深い芸術の涵養を図り、卓越したアートの表現能力・技術を備えた専門職業人（総合的なアーティスト）の養成を行う。

第3節 教員及び運営組織

第3条 本大学院の担当教員は、本大学の専任教員の中からこれに充てる。

2 必要に応じて非常勤講師が授業を担当することがある。

第3条の2 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学院の教学運営業務を遂行し、研究科内の業務を処理するとともに、研究科内に所属する教員を指揮監督する。

第4条 本大学院に大学院教授会を置き、学長及び研究科担当の専任の教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、研究科担当の専任の准教授、助教を加えること

ができる。

第5条 大学院教授会は、学長の定めるところにより、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程修了の認定に関する事項
- (2) 研究科における教育課程に関する事項
- (3) 学位の授与に関する事項
- (4) 学長が必要とし、諮問する事項

ア 大学院学則その他関連規程

イ 教員の資格審査及び人事

ウ 学生の賞罰

エ 学生の復学

2 大学院教授会は、次の事項について、学長に意見を述べることができる。

- (1) 学生の休学、転学、留学、退学、除籍及び復籍に関する事項
- (2) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- (3) 研究科、課程の組織編成に関する事項
- (4) その他教学部門における重要な事項

3 第1項に定める審議事項については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

4 大学院教授会に関する規則は、別に定める。

第5条の2 神戸芸術工科大学学則第6条の3第9号に基づき、大学院運営委員会を置く。

2 大学院運営委員会に関する規則は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 後期入学者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の学期の期間を変更することができる。

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日であっても授業をし、又は試験を実施することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 本学園創立記念日（2月15日）
- (4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

2 前項第4号から第6号の休業の期間に関しては、別に定める。

3 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 大学院通則

第1節 修業年限及び在学年限

第9条 本大学院の修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、第41条により入学を許可された留学生のうち、協定校及びクムルス加盟校対象留学生国外受験入学試験入学者（以下「留学生国外受験入試入学者」という。）の修業年限は、2年6カ月とする。

2 本大学院の博士後期課程の修業年限は、3年とする。

3 第42条により入学を許可された修士課程の社会人入学者は、入学当初に修業年限を3年以上とすることができる。

4 修士課程の在学年限は、4年を超えることができない。ただし、第1項の留学生国外受験入試入学者及び第25条第1項により入学を許可された者は、その在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。また、第42条第1項により入学を許可された者は6年を超えて在学することができない。

5 博士後期課程の在学年限は、6年を超えることができない。ただし、第25条第1項の規定により入学を許可された者は、その在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学、休学、退学、転学、留学、編入学、復学、除籍及び復籍

第10条 入学及び編入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第11条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学相当として文部科学大臣が指定した外国の学校の課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
 - (9) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において外国の大学院相当として文部科学大臣が指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
 - (7) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 第12条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。
- 第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
- 第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の在学誓書、その他の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 第15条 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。
- 2 保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、新たに保証人を定めて、直ちに届け出なければならない。
- 第16条 学生又は保証人が住所・氏名を変更したときは、直ちに届け出なければならない。
- 第17条 疾病その他の理由で3か月以上就学できない者は、保証人連署の届出書に理由を証明する書類を添えて提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 前項の他、就学することが適当でない認められる者については、学長は、休学を命ずる

ことができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、次項に定める期間を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第9条の在学期間には算入しない。

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、大学院教授会の意見を聴いて、学長が復学を許可する。

第19条 学生が退学しようとするときは、その理由を明らかにした上で、保証人連署の届出書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第20条 本大学院博士後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在籍しようとするときは、学年度末までに所定の手続きをしなければならない。

2 前項の手続きをしなかった者は、学年度末をもって退学した者として取り扱う。

第21条 第19条により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、大学院教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

2 前条第2項により博士後期課程を退学した者の再入学は、退学後5年以内に限り、許可することができる。

第22条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 疾病その他の理由で、成業の見込みがないと認められた者

(2) 学費納付を怠り督促を受けた後、指定した期日を経ても納入しない者

(3) 第9条第4項、第5項に定める在学年限を超えた者

(4) 第17条第4項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

2 前項第2号により除籍された者が復籍しようとするときは、保証人連署の届出書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

第23条 他の大学院に入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第24条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の手続については、別に定める。

第25条 本大学院への編入学は、欠員がある場合に限り、選考の上、大学院教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、大学院教授会の意見を聴いて、学長が認定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

第26条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 留学生国外受験入試入学者は、本学の定める大学及び日本語学校等専門学校で6カ月間の日本語教育を受講しなければならない。

第27条 授業科目は実施形態により、講義と演習、講義と演習及び実習・実験を織り混ぜて一体的に行う授業科目と実習・実験及び特別研究をもって構成する。

第28条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

第29条 授業科目の単位計算方法は、次に掲げる基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 特別研究については、必要な学修等をもって所定の単位とする。

第30条 学生は、第28条に定める授業科目について、修士課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては18単位以上を修得しなければならない。

第31条 学生は、所属する専攻に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の教育研究上必要と認めるときは、他の専攻の授業科目及び建築士養成インターンシップ並びに神戸芸術工科大学学則に規定する教育課程、博物館学芸員課程及び教職課程の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により、修士課程において履修した授業科目について修得した単位は、8単位を限度として当該専攻の修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、建築士養成インターンシップ、神戸芸術工科大学学則に規定する教育課程、博物館学芸員課程及び教職課程において履修した授業科目について修得した単位は、当該専攻の修了の要件となる単位として含まない。

第32条 単位の認定は、筆記試験又はその他の方法によって行う。

2 試験は、学期末に行う。ただし、授業科目によっては臨時に行うことがある。

第33条 授業科目の試験の成績は、A・B・C・Dの4段階をもって表示し、A・B・Cを合格とする。

第34条 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他大学の大学院において修得した授業科目の単位を、本大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により修得したものとして認定できる単位については、10単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

第35条 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、前条の規定により認定された単位とは別に、10単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

第36条 本大学院の学生は、教育研究上有益と認められるときは、本大学院が定める他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。

第4節 課程の修了及び学位

第37条 修士課程修了の要件は、修士課程に2年以上在学し、定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文又は作品を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程への進学を前提として、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第38条 本大学院の修士課程を修了した者には、大学院教授会の意見を聴いて、学長が修士（芸術工学）の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を修了した者には、大学院教授会の意見を聴いて、学長が博士（芸術工学）の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、本大学院の博士課程を経ない者であっても、博士の学位の授与を申請し、論文を提出してその審査及び最終試験に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。

4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 賞罰

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、大学院教授会の意見を聴いて、学長が表彰することがある。

第40条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は大学院教授会の意見を聴いて、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する規程は、別に定める。

第6節 外国人留学生及び社会人入学生

第41条 外国人で、大学院において研究を行い、教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第42条 社会の多様な方面でデザイン関連業務に従事しているか、又は、デザインに対して深い興味がある者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 社会人入学生に関する規則は、別に定める。

第7節 委託生、研究生、科目等履修生及び特別聴講生

第43条 公共団体若しくはその他の機関からの委託に基づき、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、選考の上、大学院教授会の意見を聴いて、学長が委託生として入学を許可する。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

第44条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、選考の上、大学院教授会の意見を聴いて、学長が研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第45条 本大学院において、一つ又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学生の修学を妨げない限り、選考の上、大学院教授会の意見を聴いて、学長が科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第46条 他大学の大学院生で、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、大学院教授会の意見を聴いて、学長が特別聴講生として入学を許可する。

2 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

第8節 検定料、入学金及び学費

第47条 検定料、入学金、学費の額は、別表第2のとおりとする。

第48条 学費は、毎年これを前期2回、後期2回に分けて、次の期日までに納付しなければならない。ただし、新入学生の入学時における学費は、別に定める期日までに納付しなければならない。

前期第1回	前期第2回	後期第1回	後期第2回
4月20日	7月20日	10月20日	1月20日

第49条 納入した検定料、入学金、学費は還付しない。ただし、定められた期日までに入学
辞退を申し出た場合には、既納の学費を還付することがある。

2 前項の入学辞退の方法については、別に定める。

第50条 留学、休学期間中の学費は、減免することができる。

第9節 その他

第51条 この学則の改廃は、神戸芸術工科大学教授会の意見を聴いて学長が承認し、理事会
が行う。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 第31条に定める博物館学芸員課程の取扱いについては、平成8年度以前に入学した学生に
についても適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前に入学した学生については第22条及び第48条を除き、なお従前の規定に
よる。ただし、設置科目としての芸術工学専攻博士前期課程の「マルチメディアシステム
論」、総合デザイン専攻修士課程「デザイン思潮」は、平成10年度以前に入学した学生に
についても適用する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目と
しての芸術工学専攻博士前期課程の「人間・生活・環境システム論」「芸術工学共同プロ
ジェクトA」「芸術工学共同プロジェクトB」芸術工学専攻博士後期課程の「芸術工学共同

プロジェクトC」「芸術工学共同プロジェクトD」総合デザイン専攻修士課程の「地域環境デザイン」「建築システム論」「インテリアデザイン考」「ファッション環境デザイン」「テキスタイル空間デザイン」「芸術工学共同プロジェクトA」「芸術工学共同プロジェクトB」については平成11年度以前に入学した学生についても適用する。また、従前の設置科目としての芸術工学専攻博士前期課程の「芸術工学人間論」「建築環境デザイン論」「文化財保存デザイン論」「情報環境計画論」「デザイン動態論」「視覚情報工学論」「画像計測論」「マルチメディアシステム論」総合デザイン専攻修士課程の「デザイン文化論」「デザイン領域論」「デザイン情報論」「デザイン流通論」「デザイン思潮」「居住地計画」「機器デザイン」「視覚情報メディアデザイン」については平成12年度の修得から2単位とする。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての芸術工学専攻博士前期課程の「人間文化論」「建築システム論」及び総合デザイン特論区分の全15科目並びに特別演習の全7科目、芸術工学専攻博士後期課程の「芸術工学共同プロジェクトⅠ」「芸術工学共同プロジェクトⅡ」「芸術工学共同プロジェクトⅢ」、総合デザイン専攻修士課程の「人間文化論」「文化財保存デザイン論」「人間・生活・環境システム論」「視覚情報工学論」「マルチメディアシステム論」「デザイン領域論」「デザイン情報論」「デザイン流通論」「デザイン思潮」「建築環境デザイン論」「情報環境計画論」「プログラムデザイン論」「CGメディア論」及び特別演習の全7科目については、平成13年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

この学則は、平成14年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第24条及び芸術工学専攻博士前期課程並びに総合デザイン専攻修士課程の設置科目としての「アカデミック・リテラシー」「構造デザイン」「空間システム論」「サステイナブルデザイン」「都市・地域・ランドスケープデザイン」「まちづくり・里づくり」「建築デザイン」「居住環境デザイン」「インテリアデザイン」「コンテンツデザイン」「プロダクトデザインプロジェクト」「ビジュアルコミュニケーションデザインプロジェクト」について

は、平成14年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、芸術工学専攻博士前期課程並びに総合デザイン専攻修士課程の設置科目としての「国際交流プログラム」「身体と感性デザイン」「造形と表現」については、平成15年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、芸術工学専攻博士前期課程並びに総合デザイン専攻修士課程の設置科目としての「東アジアの文化遺産・保存・活用」及び特別演習全8科目、芸術工学専攻博士後期課程の特別演習全6科目については、平成16年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第17条、第31条及び設置科目としての総合アート専攻修士課程の「イラストレーションプログラム」については、従前の総合デザイン特論として平成19年度以前に入学した学生についても適用する。
- 3 芸術工学専攻 博士前期課程については、平成20年4月の学生募集を停止し、当該専攻に在学しが在学しなくなるのを待って廃止する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前に入学した学生については、第8条を除きなお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目と

しての総合デザイン専攻修士課程及び総合アート専攻修士課程の「アカデミックリテラシー」については、従前の基幹科目として平成21年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての総合デザイン専攻修士課程及び総合アート専攻修士課程の「アート&デザイン企画プログラム」については、従前の専門プログラム科目として平成22年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての総合デザイン専攻修士課程の「デザイン企画プログラム」及び「インタラクショナルデザインプログラム」並びに総合アート専攻修士課程の「まんが表現プログラム」、「現代アートプログラム」及び「インタラクショナルデザインプログラム」については、平成23年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての総合デザイン専攻修士課程及び総合アート専攻修士課程の「デザイン&アートマネジメント」及び「ユニバーサルデザイン」については、平成24年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての総合デザイン専攻修士課程及び総合アート専攻修士課程の「アカデミックリテラシー&プレゼンテーションⅡ」については、平成25年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生について、第2条、第2条の2及び別表についてはなお従前の規定による。
- 3 総合デザイン専攻修士課程及び総合アート専攻修士課程については、平成27年4月の学生募集を停止し、当該専攻に在学生在が在学しなくなるのを待って廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。

別表第2（第47条関係）

1 入学検定料 30,000円

2 入学金及び学費

（単位は円）

種別	年額	前期第1回	前期第2回	後期第1回	後期第2回
入学金	360,000	360,000	—	—	—
授業料	650,000	162,500	162,500	162,500	162,500
教育充実費	350,000	87,500	87,500	87,500	87,500
計	1,360,000	610,000	250,000	250,000	250,000
留学生向特別 教育費（留学 生国外受験入 試入学者の み）	150,000	—	—	—	—

3 第21条、第25条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第50条にかか
る入学金、授業料等学費については、別に定める。

4 入学検定料、入学金及び学費の減免については、別に定める。